

西白石小学校のいじめ防止基本方針

令和5年4月11日改定

1. いじめ防止にかんする基本的な考え方

◎西白石小学校の基本理念

1. 私たちは、他の人をいじめません。
2. 私たちは、いじめられている人を助けます。
3. 私たちは、一人ぼっちになっている人を仲間に入れます。
4. 私たちは、もし誰かがいじめられていれば、それを学校の先生方や家の大人に話します。
5. 私たちは、もしいじめられたら黙ってはいません。声を出します。

◎具体的ないじめの態様

- ・理由もなく意地悪なことをされる
- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

2. いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの児童にも起こりうるという認識を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

◎学校としての姿勢

- ・いじめを許さない、起こさせないという意志を保護者・児童に学校便り・朝会等で定期的に伝える。

◎児童が主体的に参加する授業・学校行事

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図り、子どもがわかる授業、できる喜びを実感できる授業を行う。
- ・体験的な活動や言語活動、問題解決的な学習活動を取り入れた授業を行う。
- ・全校競技を取り入れた運動会の実施。（全校綱引き・にじいろリレーなど）
- ・心と体を鍛える「全校すもう大会」の取組。
- ・望月寒川を活用した3年生以上の環境学習。（我がふるさとを誇りに思う）

◎豊かな心を育む道徳教育の充実

- ・道徳教育を通して、思いやりの心、いのちを大切にする心を育む。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度や心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・年2回の地域清掃活動を通し、環境美化と奉仕の心を育む（地域との連携）
- ・情報教育の場で正しいインターネットの使い方を指導する。
- ・各学級での飼育活動や学級園での栽培活動を通して、優しい心を育む。

◎あいさつ運動の推進

- ・お互いにあいさつを交わすことで、温かい人間関係を築く。

◎異年齢交流の充実

- ・児童会を中心に、にじいろタイム（縦割り活動）を通し、異年齢交流と通しながら、相手を思いやる心を育むとともに、日常的な遊びの輪を広げる。

◎学級づくり

- ・失敗をを恐れずにチャレンジし、よりよい人間関係に支えられた学級づくりを行う。
- ・教師と児童、児童と児童の間に心のつながり（信頼関係）のある関係づくりを行う。
- ・自己有用感（「自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということ」を相手からの好意的な評価や反応によって自分自身で認識すること）や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

◎研修

- ・学校力向上のための研修を行う。（研究部、教務部との連携）

◎日常での指導

- ・健康調べ、授業中で普段と違う様子が見られた場合は、声をかけるなどの手立てをとり、その困り感を把握する。
- ・子どもたちとの日常の会話や掃除給食当番での子ども同士の関わり合いから、「疎外行為」や「嫌悪感」がないかを複数の目で見守り、いじめの早期発見のアンテナを高くする。

◎地域で見取る

- ・スクールゾーン実行委員会、通学パトロールなどのPTA活動等の取組を通し、地域の方々にも協力をお願いし、子どもたちへの声かけ、見守りを行っていただく。

3. いじめの早期発見の取り組み

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

◎日常的に児童の様子に目を配る

「いじめはどの子にもどこの学校にも起こり得る」「いじめは見つけにくい」という認識のもと、児童が発する小さなサインにいち早く気付く。暴力を伴わないいじめは気付かず見過ごしやすいことから、些細な兆候であっても「いじめ」ではないかとの疑いをもつなど日常的な観察や声かけなどの関わりにより、子どもの変容を見いだすことが重要だと認識しておく。

◎児童との信頼関係を気付き、相談できる環境を整える

教師の姿・・・口が堅い、話しやすい、相談に来た児童を全力で守る

◎家庭訪問、懇談、連絡帳、電話等で家庭との連携

保護者との情報連携について検討し、家庭との信頼関係を構築することを重視しながら、家庭から情報を収集し、今後の協力についても依頼する。

◎いじめアンケートの実施（毎年11月）

教育委員会による「悩みやいじめに関するアンケート」を11月に実施するほか、教育相談をその都度実施し、子どもの様子を客観的に把握する。

4. いじめの対応

◎組織的対応

- ・いじめの相談、通報を受けた場合には、すぐに、いじめ防止対策委員会に報告し、組織的対応を図る。組織が中心となり、当事者に事実確認をとり、適切な指導を行う。

◎すばやい事実確認とすばやい適切な指導

- ・いじめと疑われる場面を目撃した場合には、その場ですぐに事実確認を行い、いじめた児童には適切な指導を行う。その後いじめ防止対策委員会に報告する。

◎安全確保の最優先

- ・児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

◎被害児童及び加害児童の保護者への対応

- ・いじめの事実関係を掌握したら、すみやかに保護者へ連絡を取り、保護者の不安を取り除くことのできるよう対応する。また、加害児童の保護者へもすみやかに連絡を取り、保護者の理解協力を得て、再発の防止を図る。

5. いじめ防止対策組織

- ・ 組織 西白石小学校いじめ防止対策委員会
- ・ 構成員 校長 教頭 養護教諭 教務主任 保健主事 (学年主任)
学びのコーディネーター スクールカウンセラー
- ・ 役割 いじめ防止にかかわる基本方針の立案・作成
教職員への啓発・研修
いじめの未然防止
いじめの相談窓口
いじめの対応

組織的ないじめ対応の流れ

西白石小学校いじめ防止対策委員会

